

投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月 8日改正
平成16年11月11日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 5年12月21日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(基準価額の連絡時間)

第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める基準価額の連絡時間は、当日の午後8時とする。
ただし、当該連絡時間までに連絡することが困難な事象が発生した場合には、電話、メール等の通信手段等により基準価額の連絡が遅れる旨をあらかじめ本会に報告することとする。

(基準価額の発表方法)

第3条 規則第4条に規定する細則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 本会は、規則第2条に規定する投資信託の基準価額を「投資信託協会発表基準価額一覧」として、QUICKを通じて発表する。
- (2) 「投資信託協会発表基準価額一覧」は、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）の名称、投資信託の名称、当該投資信託のコード番号及び当日の基準価額を表示するものとし、当該委託会社毎に表示するものとする。

(協会への連絡様式)

第4条 規則第7条及び同条また書きに規定する細則で定める様式は、別表1に定める様式とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第4条に規定する別表1

附 則

この改正は、**令和6年11月5日**から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第2条

(未施行部分：本文内において赤字で表示している部分)

別表 1

申請日 年 月 日

商号又は名称	
--------	--

受益証券及び投資証券事故記番号届

ファンド名	コード番号	券種	記号	番号